

第63回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成24年6月28日(木) 午後2時00分から午後4時00分まで			
開催場所	八幡山の洋館 第1会議室			
出席者	委員	柳沢会長、杉崎委員、水越委員、津田委員、川島委員		
	処分庁	開発指導課 石川課長、坂本主管、齋藤主査、伊藤技師補		
	事務局	まちづくり政策課 小山田課長、武井課長代理、野口主査、鈴木主任		
欠席者	委員	なし		
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者 無
会議録署名委員	柳沢会長、水越委員			
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局より委員全員出席のため本会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案1 提案基準第18号既存宅地に係る許可について(1件)</p> <p>処分庁より案件概要説明</p> <p>委員質疑 固定資産土地課税台帳において地目課税宅地となっているが、その継続性についてはどの様に判断しているのか。</p> <p>処分庁回答 昭和46年度において地目課税宅地となっていて、現在に至ることにより判断した。</p> <p>委員質疑 従前の建築物は何か。</p> <p>処分庁回答 借家と駐車場であった。</p>			

以上のほか質疑等もないため、承認としても良いかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答。

「承認」するとの議長のまとめ。

(2) 議案2 提案基準第3号農家分家に係る包括承認基準第1号の報告について(4件)

処分庁より案件概要説明

1 件目

委員質疑

資料に本家は線引き前から居住しているとあるが、いつ頃から居住しているのか。

処分庁回答

申請者の親は昭和60年に本家より分家となった。申請者の親が分家として得た土地を更に分割して申請者が住む計画である。次世代の分家である。

委員質疑

分家した世代が継続して居住していれば、線引き前から居住していたと同様に扱うということか。

処分庁回答

その通りです。

委員質疑

仮に本家が無くなっていた場合はどうなるのか。

処分庁回答

分家となった申請者の親の敷地が対象なため支障ない。

委員質疑

申請図に記載されている名字が申請者のものと異なるがなぜか。

処分庁回答

申請者が婚姻により名字が変わったため。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

2 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

3 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

4 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

(3) 議案3 提案基準第9号建築物の建て替えに係る包括承認基準第3号の報告について(1件)

処分庁より案件概要説明

委員質疑

建築物は除却されていても良いのか。

処分庁回答

除却されていても支障ない。本件も除却されている。従前の建築物は確認している。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

(4) 議案4 提案基準第18号既存宅地に係る包括承認基準第6号の報告について(11件)

処分庁より案件概要説明

1 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

2 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

3 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

4 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

5 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

6 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

7 件目

委員質疑

固定資産土地課税台帳と航空写真の両方で確認とあるが、申請敷地のどの部分になるのか。

処分庁回答

(公図及び航空写真で明示)

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

8 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

9 件目

委員質疑

公共施設整備は現況とどの様変わったのか。

処分庁回答

申請敷地北側道路が拡幅された。2.68m後退して幅員 4.5mの道路になった。

委員質疑

申請敷地東側の道路を整備する案はあったのか。

処分庁回答

検討した結果、建築基準法に規定する道路ではないため申請敷地北側の道路のみの整備となった。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

10 件目

委員質疑

申請敷地の地番が固定資産土地課税台帳に記載されている地番と異なるがなぜか。

処分庁回答

分筆されたためである。

委員質疑

元の敷地面積が 266 m²だが、その内 165.81 m²を申請敷地としてしまうと残り敷地が 100.91 m²になり、開発許可の基準により今後の残りの敷地の申請に支障があるのではないか。

処分庁回答

残りの敷地に既に建築物が存在しているため支障ない。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

11 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

3 その他

(1) 審査請求について

審査請求書が6月26日付けで提出された。

処分庁退席の上、審査請求概略説明。審査請求手続きを行っていく旨説明。

(2) 次回開発審査会日程等

平成24年8月23日(木) 14時から

八幡山の洋館 第1会議室

4 閉会

以上